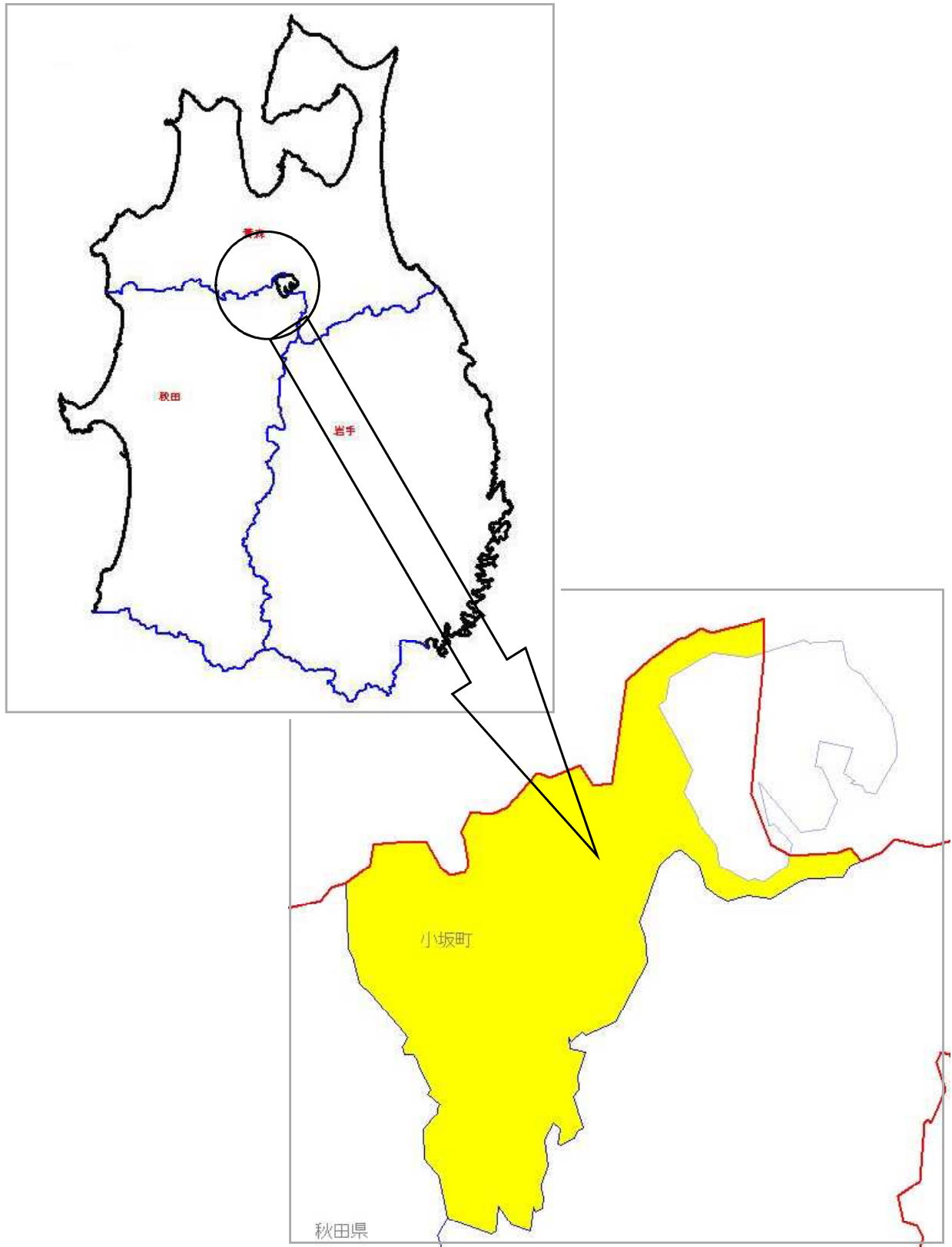


小坂町森林整備計画変更計画 (令和7年4月変更)

計画期間 自：令和 5 年 4 月 1 日
至：令和 1 5 年 3 月 3 1 日

秋田県鹿角郡 小坂町

計 画 区 位 置 図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方向	
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の伐採の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	

第 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項……………	1 5
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項……………	1 6
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第 7	作業路網のその他森林の整備のためのに必要な施設の整備に関する事項……	1 7
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第 8	その他必要な事項……………	1 9
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	

Ⅲ 森林の保護に関する事項 …………… 2 0

第 1	鳥獣害の防止に関する事項……………	2 0
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	2 0
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	

IV 森林の保健機能の増進に関する事項 2 2

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項 2 3

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

別表 1 2 6

別表 2

付属参考資料 3 0

I 伐採、造林、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は北東北三県（秋田県、青森県、岩手県）のほぼ中央、秋田県の北東端位置しており、北側は青森県に接している。また町の中央部を流れる小坂川は、十和田湖外輪山を源流として岩手県から流れる米代川の上流部に注いでいる。

町の北東には国指定特別名勝「十和田湖」を有し、豊かな自然環境と景勝に恵まれている。

森林は林産物の生産、国土の保全、水資源の涵養、自然・生活環境の保全等多面的な機能を有し、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついている。

本町の総面積は20,170ha（十和田湖面を含む）で、そのうち森林の面積は約70%にあたる14,584haを占めている。この森林のうち約29%にあたる4,158haが民有林で、その蓄積は759,540m³となっており、人工林面積は2,760ha、人工林率は66%となっている。その構成は、針葉樹45%、広葉樹55%となっており、針葉樹の多くは杉であり、広葉樹の多くはニセアカシアとなっている。ニセアカシアが多い理由は、鉾山の煙害復旧のため大規模面積で植栽されたためで、今では町を象徴する樹種となっている。

このような現況の中で、森林の有する多面的な機能の発揮と地域林業の育成整備を図るためには、森林資源の質的向上に重点をおいて森林の整備を進めるとともに、地域の実態に即した間伐、保育等を強力に実施する必要がある。

また、林業を取りまく状況が依然厳しいなか、森林所有者の高齢化による労働力の減少、不在村化、長引く木材価格の低迷、林業コストの高騰時に起因して造林意欲が停滞し、除間伐・保育等の適期施業が実施されず山林の荒廃や山離れが危惧されている。



ニセアカシアの花

特に民有林については所有が細分化され、小規模・零細・分散化が進んだ。このような所有構造が効率的な木材生産活動を困難にし、また、森林の粗放状態箇所を増加させている。これらのことから、効率的かつ安定的な施業を行うため、森林施業等の集約化や共同施業の実施など施業の合理化を推進し林業コストの低減と収益性の向上を図るとともに、担い手の育成が課題である。

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により健全な森林施業の維持増進を図る。

具体的には、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

米代川の最上流部に位置し、地質的にも脆弱な山地が多いため、下流域への影響がある水源涵養機能や災害防止機能等の充実を図るとともに、保健文化機能や木材生産機能等の各種機能を総合的かつ高度に発揮できるよう各機能間の調整を図り、健全な森林資源の維持増進を図る。

なお、森林の各機能ごとの目指すべき姿は次のとおりとする。

森林機能	目指すべき森林の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに、樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透性・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能・土壤保全機能	下層植生が育成するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、町民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林や湖畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるよう各機能間の調整を図りつつ、適正な森林施業を実施することにより健全な森林資源の維持造成を推進する。

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
水源^{かん}涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養^{かん}機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
水源森林地域	水源森林地域は、水源涵養保安林^{かん}、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとする。 指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととする。
山地災害防止機能 ・ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能・土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとする。 また、雪崩、落雪の危険性がある場所については、択伐による森林施業を推進するなど、災害の発生しにくい森林の整備に努め

	ることとする。
快適環境形成機能	町民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、暴風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の成育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通じて適度の攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階を樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する湖畔林

	などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	材木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を積極的に推進することとする。 具体的には、木材等の生産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とすることとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進するため、森林所有者等への働きかけや情報提供などの啓蒙活動を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに林業経営の委託への転換を目指す。

また、米代川流域林業活性化協議会の方針の下、県・町・森林所有者・森林組合・森林管理署等で相互に連絡を密にし、森林施業の集約化や適切な路網の配置、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を林業関係者が一体となって計画的に推進する。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既住の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとする。

地域	樹 種						
	ス ギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブ ナ	その他 広葉樹
全域	50年	40年	40年	35年	50年	60年	25年

※ 標準伐期齢は主伐の時期に関する指標として定めるもので、森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとし、花

粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たって、気象、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積や規模に応じて、少なくとも概ね20ha毎に保存帯を設け適確な更新を図る。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により行う。

また、立木を伐採する場合には次のアからエまでについても併せて留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全のため、野生生物の営巣等に係る立木について留意し保存等に努める。
- イ 森林の有する多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離を少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適正な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、稚樹の育成状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩れ、落石等の防止、風害等の各種被害防止、風致の維持等のため溪流周辺や尾根筋等に保護地帯を設置する。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林は適地適木を旨とし、立地条件や既住の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を選定する。

なお、次の樹種以外を植栽しようとする場合は、林業改良普及指導員等に助言を受け、適切な樹種を選択する。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、特定苗木や少花粉スギなど花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めることとする。

区 分	樹 種 名	備 考
針葉樹	スギ、アカマツ等	
広葉樹	ケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

人工造林の植栽本数等は、施業の効率性や地味等の立地条件を踏まえ、既住の植栽本数を勘案して次の方法を標準とする。また、複層林化を図る場合の下層木については、地域の実情に応じた植栽本数を確保する。

なお、次の書草本数以外の方法による場合は、林業改良普及指導員等に助言を受け、適切な植栽本数を選択する。

・人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽（本／ha）
ス ギ	疎密度仕立て（収量比数0.5）	1,500～2,100
ス ギ	疎密度仕立て（収量比数0.6）	2,101～2,500
ス ギ	中庸密度仕立て（収量比数0.7）	2,501～3,000

(注1) マツ類を植栽する場合は、マツクイムシに対する抵抗性のある品種に限る。

(注2) スギ以外の樹種は、林地の生産力、立地条件を考慮して定める。

(注3) スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度既住の植栽本数等を勘案し植栽本数を決定するが、下層木の確実な成長を確保するため、樹幹直下を避けて植栽する。

イ その他人工造林の方法

人工造林の方法については、次に示す方法を標準として行う。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地において、等高線上の筋状地拵えを行い、林地の保全に努める。
植付けの方法	全刈地拵えの場合には正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できる限り筋を通して植付ける。 また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。
植栽の時期	4月～6月までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根に成長が鈍化した10月～11月に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成をはかる観点か

ら、3（植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在）に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている人工造林地において、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。

ただし、択伐による伐採にかかるものについては、伐採による公益的機能への影響を配慮し、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算し5年以内を越えない期間に更新を図る。

2 天然更新に関する事項

（1）天然更新の対象樹種

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行い、立地条件や既住の生育状況

を勘案し、健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を天然更新の対象樹種とする。

天然更新の対象樹種	針葉樹、クルミ類、ケヤキ、トチノキ、シナノキ、センノキ、カバノキ類、将来の林分において高木となりうる広葉樹種
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ、ナラ類、クリ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、ハリエンジュ

（2）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

気象その他の立地条件、既住の造林方法等を勘案し、Ⅱ 第2 2－（1）に定める対象樹種の期待成立本数は次のとおりとし、天然更新を行う際にはその本数の10分の3を乗じた本数（ただし、草丈以上のものに限り）とする。

樹 種	期待成立本数
2（1）に定める樹種	10,000本/haを基準とする。

※ 期待成立本数は、現段階では確立されていないことから、今後の状況により確立された数値を優先することとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たっての補助作業の標準的な方法は、地表処理、刈出し、植込み、芽かきとし、実施に当たっては次のとおりとする。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行う。

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや祖腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い種子の定着及び発育の促進を図る。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の成長の促進を図る。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況を勘案し、下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所

	については、必要な本数を植栽する。
芽 か き	ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽更新の優劣が明らかとなる３年目頃に根又は地際から発生している優良芽を１株当たり３～５本を目安としてぼう芽整理を行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採後林地の更新状況を確認し、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

また、天然更新が期待できない以下の森林については植栽による更新の確保を図る。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木※の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

※ 有用天然木とは、Ⅱ 第２ ２（１）に定める樹種

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨とし、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後５年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとする。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然林※の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

※有用天然林とは、Ⅱ 第２ ２（１）に定める樹種

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第１０条の９第４項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第１０条の９第４項の伐採の中止又は命令の基準については、次のとおり定める。

（１）造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱ 第２ １（１）による。

イ 天然更新の場合

Ⅱ 第2 2 (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点でⅡ 第2 2 (2) アに定める期待成立本数とする。当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについては、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林木の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における間伐の方法等を勘案し、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について次のとおりとする。

生産目標	主伐までの目標
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す
大径材生産	天然秋田スギの代替えとなるような良質な大径材の生産を目指す

なお、本町においては9 齢級以下の林分が多く占めており、間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。

・間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	伐期	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)							標準的な方法
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ ・一 般材 生産	疎密度仕立て	2,100	50年	16～ 25	31～ 40						・間伐の標準的な間隔は次の標準とする。 ①標準伐期齢未満：10年 ②標準伐期齢以上：15年 ・間伐率は、概ね20～30%とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。 ・立地条件の劣る森林における初回伐採等であって、効率的な作業実施上必要がある場合については、列状間伐の実施も考
			80年	16～ 25	31～ 40	46～ 55	56～ 65				
	中庸～疎密度仕立て	2,500	50年	16～ 25	26～ 30	36～ 40					
			80年	16～ 25	26～ 30	41～ 45	56～ 65				
	中庸密度仕立て	3,000	50年	16～ 20	21～ 25	26～ 30	36～ 40				
			80年	16～ 20	21～ 25	26～ 30	36～ 40	51～ 60			

											慮する。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------

スギ ・良 質材 生産	中 庸 密度 仕 立 て	3,000	50年	11～ 15	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40			
			80年	11～ 15	21～ 25	26～ 30	31～ 35	41～ 45	51～ 55	61～ 70	
スギ ・大 径材 生産	中 庸 密 度 仕 立 て	3,000	100 年以 上	16～ 20	21～ 25	26～ 30	36～ 40	51～ 60	66～ 75	81～ 90	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、当該森林の植栽や立木の生長度合いを勘案し、適切に実施するものとする。

特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な作業方法により行うこととする。

また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切、除伐及び枝打ちとし、次のとおり行う。

イ 保育の標準的な方法については、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、時期、回数、標準的な方法については、次により適切に実施する。

・保育の作業種別の標準的な方法

保 育 の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備 考
下刈り	スギ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は6～7月頃を目安とする。	
		○	◎	◎	○	○	○	○	△	△	△		
つる切	スギ	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じ て行う。 実施時期は6～7月頃を目安とする。	
			○					○					
除 伐	スギ	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	造林木の生長を阻害したり、阻害が予想 される侵入木や形質不良木を除去する侵 入した広葉樹については、土壌の化学性 の維持改善、景観の向上等を図るため、 形質の良好なものの保存を考慮する。 実施時期は8～10月頃を目安とする。	
			○					○					
枝 打	スギ	13	14	15	16	17	18	19	22	26	30	病虫害等の発生を予防するとともに、材 の完満度を高め、優良材を得るため、必 要に応じて行う。	
				○		○			○	○	○		

											実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------------	--

注) ◎は必要に応じ年2回、○は年1回、△は必要に応じて行う。

3 その他必要な事項

局所的に森林の育成状況の差があり、標準的な方法による間伐または保育では十分に目的を達成することができないと見込まれる場合は、実情に応じた施業を実施するものとする。

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内の森林施業の方法については、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(以下：水源涵養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、土砂流出防備保安林（比較的地盤が安定している森林）ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池・湧水池・溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能^{かん}の評価区分が高い森林などを区域については別表1に定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、方法については別表2に定める。

・森林伐期齢の下限

区域	樹 種						
	ス ギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブ ナ	その他 広葉樹
全域	60年	50年	50年	45年	60年	70年	35年

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：山地災害防止等機能維持増進森林）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林（以下：快適環境形成維持増進森林）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林（以下：保健文化等機能維持増進森林）、その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林（以下：その他公益機能維持増進森林）

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化等機能の維持増進を図るため、次の①～③の森林などを区域として設定す

ることとし、区域については別表 1 に定める。

なお、区域において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、雪崩防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定める。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定める。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能が高い森林等について定める。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき森林施業の方法については別表 2 に定める。

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力を活用した施業、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、アの③に掲げる森林においては、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については択伐による複層林施業を推進することとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業を推進し、主伐の時期は標準伐期齢の概ね 2 倍以上とする。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち特に地域独特の景観等が求められる森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進する。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹局部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ場等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林

・長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種						
	ス ギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブ ナ	その他 広葉樹
全域	100年	80年	80年	70年	100年	120年	50年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林で、地形・地理等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとする。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道 等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとする。

区域については別表1に定める。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定する。

(2) 施業の方法

森林施業の方法として、木材等生産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法とし、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うことを基本に、森林施業の集約化、路網の整備や機械化を通じた森林整備を図ることとし、方法については別表2に定める。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特になし

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町においては、森林の所有構造が小規模であること、所有者の高齢化が進んでいること、林業採算性の低下などから森林所有者の林業への関心が低下していることなどから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施が困難となってきた。そのため、意欲のある森林所有者の森林組合等へ森林施業の委託を進めるとともに、長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模を拡大する。

長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて得られた情報を林地台帳に反映するなどし、森林所有者情報の精度向上を図るとともにその情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等へ対し、長期にわたる包括的な森林施業の委託等森林経営の委託の働きかけや町広報による情報提供など普及活動を行う。

また、森林経営の受託を担う森林組合等の事業体を育成又は支援するとともに、施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報を提供することとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

・森林所有者が長期にわたる森林経営の委託をする場合は、「森林経営委託契約書」等に基づき委託する。

・委託期間は5年以上の期間を定め、委託事項は森林施業の実施とともに立木の処分、森林の保護等についても委託の内容として記載する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度において対象となる森林（民有林のうち経営計画が策定されていない人工林）の所有者から、今後の森林の経営管理の方向性についての意向調査を地域毎に行うこととする。

この調査に基づき、経営管理を森林所有者が実行できない森林については、町が経営管理の委託を受けることになるが、経営管理に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託し集積していくこととする。条件等が悪い非経済林は、町が管理することにより、森林の適切な管理を図っていくこととする。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が町森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る

ための森林施業の方法との整合性が図られるよう留意する。

また、町内の1箇所を対象に森林経営管理制度のモデル地区の設置を試みている。

同地区で森林所有者に対し意向調査を実施し、航空レーザー測量による境界明確化を行った。

地域の関係者と協議を行い、林業経営に適した面的にまとまりのある森林であるか考慮した上で集積・集約化を実施し、森林施業を円滑に行えるよう進めている。

・森林認証とは、適切に管理された森林から生産された木材や製品であることを証明する制度である。森林の持続可能な管理を促進し、違法伐採の防止や環境保護に貢献する目的で導入されている。

令和5年1月に小坂町有林(127.61ha)におけるSGEC森林認証を取得している。

今後、森林認証材の供給体制を構築し需要拡大を図っていく。

5 その他必要な事項

新規就労者の確保、定着を図るため林業関係団体と連携し、新規就労の円滑化を図る。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の多くは、1ha未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、町、森林組合、森林所有者等により森林施業の推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同実施又は経営委託を図る。

特に、本町の林業労働力の中心的な担い手である森林組合等への経営委託の推進を通じ、資本の整備、作業班の拡充・強化等の事業体制の整備を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の早急かつ計画的な整備、造林・保育及び間伐等の森林施業の森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進する。

また、不在村森林所有者に対して、森林組合等への森林経営委託を働きかけるとともに、消極的な森林所有者に対しては集会等への参加を呼びかけ、集会等において林業経営への参加意欲の拡大を図り施業実施協定への参画を促進する。

さらに、民有林、国有林が連携しながら路網整備、間伐等の施業を行う森林施業団地の協定締結に向けた取り組みをする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者などが共同して森林施業を実施する場合には次に留意する。

ア 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は森林組合等の意欲ある林業事業者への経営委託により実施する。

イ 森林施業の共同化を効果的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設や維持管理の方法について、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認する。

ウ 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にする。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となる施設である。

さらに、本町のように森林所有形態が小規模である場合、きめ細やかな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道、作業路のとの調整を図りながら、その効果が十分発揮されるよう、施業実施協定の締結を促進しつつ、重点的に整備を行うべき地区を含め、その整備を積極的に推進する。

また、林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜地等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度は次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

・効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路 網 密 度	作業システム (高性能林業機械)
緩傾斜地 (0～15°)	車両系作業システム	110m/ha以上	【伐木・造材】ハーベスタ 【搬出】フォワーダ
中傾斜地 (15～30°)	車両系作業システム	85m/ha以上	【伐木・造材】ハーベスタ 【搬出】フォワーダ
	架線系作業システム	25m/ha以上	【集材】スイングヤード 【造材】プロセッサ

急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	60〈50〉m/ha以上	【搬出】フォワーダ [°] 【造材】プロセッサ 【搬出】フォワーダ [°]
	架線系作業システム	25〈15〉m/ha以上	【集材】スイングヤーダ [°] 【造材】プロセッサ 【搬出】フォワーダ [°]
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上	【集材】タローヤーダ [°] 【造材】プロセッサ

※「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する場合における路網密度

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定める。

国庫補助事業などを活用した林道（林業専用道）の維持と併せ、間伐・保育を早急に進めるため、特にこれまで一度も間伐を実施していない森林が集中する地区、今後、間伐・保育作業を実施する必要がある森林が集中する地区、長伐期施業及び複層林施業の適切な実施のための高齢級間伐等の実施が必要な地区等の森林のうち、施業実施協定に基づく作業路の開設を積極的に推進する。

・計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開発予定延長 (m)	対図番号	備 考
寺ノ沢	80	寺ノ沢	1,500	①	
大生手	20	大生手	300	②	
上川原	60	上川原	800	③	
滝ノ沢	50	滝ノ沢1・2号線	400・650	④	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網の作設に係る事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規定(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本とし、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

開設 ／ 拡張	種類	区分	位 置 (字、林班等)	路線名	延長 (m) 及び 箇所数	利 用 区 域面積 (ha)	前半 5 カ 年 分 の 計 画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道			鵠割石	2.4				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

開設した林道等の基幹路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林整整第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成するとともに適正に維持管理する。

(2) 細部路網の作設に係る留意点

ア 効率的な森林施業を推進するため、基幹道路と連帯するとともに丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

開設した路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林整整第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成するとともに適正に維持管理する。

4 その他必要な事項

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番 号

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

高度な知識と技術を持った林業技術者を養成するため、新たな研修機関である「秋田県林業大学校」の活用のほか、林業実践者との交流会や、林業技術や知識の取得向上を目的とした講習会の開催を推進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むものとする。また雇用安定化・長期化を図るため、社会保険等への加入促進等、労働条件の改善や安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保についても指導を推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産コストの低減、林業生産性の向上、労働強度軽減等による林業経営の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進する。

高性能林業機械の導入については、森林組合、林業事業体との連帯を図りつつ、各種補助事業・融資制度の活用により促進するとともに、国、県が行うオペレーター養成の研修会についても参加の呼びかけを推進する。

・高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 ・ 造材 ・ 集材	米代川流域 （緩・中傾斜地 0°～30°）	[伐木・造材] [搬出] チェーンソー ↓ 小型集材機 ↓ 自走式搬出機	[伐木・造材] [搬出] ハーベスタ フォワーダ
	米代川流域 （緩・中傾斜地 30°～35°）	チェーンソー	[伐木] [造材] [搬出] チェーンソー プロセッサ フォワーダ
造林 ・ 保育等	地拵え	人力、刈払機、チェーンソー、パワーショベル	
	植付け	人力	
	下刈り	人力、刈払機	
	除伐	人力、刈払機、チェーンソー	
	枝打ち	人力、自動枝打機	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通については、素材の規格など流通関係者のニーズに応じていくとともに、加工コストの低減を図るため、出荷施設の整備や複数工場の連携等を推進し、木材の安定的な供給に努める。

木材の供給に当たっては、国有林・民有林を通じて川上から川下まで一体となり、関係者の一層の合意形成を進め、効率的な加工・供給体制の整備を推進する。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

・林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
シイタケ 生産施設	濁 川	10t	△				
	砂子沢	3t	△				

4 その他必要な事項

特になし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（1）区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な除間伐による被圧した衰弱木等の除去を行い、森林病虫害の予防や駆除に努める。

平成24年に初めて松くい虫の被害が確認され、今後はさらなる被害発生が予想されるため、被害状況の監視や連絡体制の強化を進め被害が発生した場合には、破碎・くん蒸などの駆除を迅速に行い被害の拡大防止を図る。併せて被害松林の樹種転換も考慮に入れ森林所有者と協力して被害防止に努める。特に重要な松林については、計画的に抵抗性の有するマツ等へ転換も併せて行う。

ナラ枯れについては、周辺地域からの北上による被害発生が予想されるため、被害状況の監視や連絡体制の強化を進め、破碎・くん蒸により、被害の拡大防止を図る。

被害状況の監視等については、地方行政機関（国、県、周辺市町村）、森林組合、森林所有者等の連携により、被害状況の連絡体制づくりを推進する。

注）病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期防除が重要であるため、地元行政機関、林業事業体、森林所有者等と連携し被害監視から防除実行までの体制を構築する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害対策については、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備に努め、特に重要な林分については、忌避剤等による防除を優先する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地方行政機関（国、県、周辺市町村）との連携による山火事パトロールによる啓発活動を行う。また、被害状況等の連絡体制づくりについても推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合の留意事項については、森林法（昭和26年法律第249号）による許可制度の周知や関係機関との事前調整を行うよう指導を強化する。

火入れを実施する場合の目的については、病虫害駆除や造林のための地拵え、開墾準備、焼畑等に行き行えるものとし、不要な火入れを行うことがないよう指導する。

火入れの方法については、防火帯を設けるなど防火体制を整備し、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに行うなど、周囲に延焼のおそれ

がない方法により実施する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

施業の区分	施業の方法
主伐	択伐（被害木、被害予想木）

(2) その他

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期防除が重要であるため、地元行政機関、林業事業体、森林所有者等と連携し被害木の早期発見体制を構築する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の樹種別面積（h a）						備考
地区名	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
高寺山	43林班 135、137～146	14.19	10.52	3.09	0.58			

※備考覧には制限林の種類別面積を記載する。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地区名	施業の区分	施 業 の 方 法
高寺山	造 林	保健機能の増進に配慮し、複層林施業及び広葉樹林施業等を行う。
	保 育	複層林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈り、除伐などの保育を適切に行うこととする。 また、適切な枝打ち及び間伐により、林内照度の確保を図る。
	伐 採	保健機能の発揮に配慮し、択伐に努めるものとする。
	その他	法令などにより制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行う。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

地区名	施 設 の 整 備	
高寺山	①整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設	利用者の意向要望を把握し、それにより休憩施設及びこれらに類する施設の整備が検討する。
	②保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項	整備済の遊歩道については、定期的に安全点検を行うとともに、案内板の設置状況についても

		あわせて点検する。
--	--	-----------

(2) 立木の期待平均樹高

保健機能森林の区域内における立木の期待平均樹高は次のとおりとするが、山頂に設置している展望台周辺については眺望に配慮した樹高とする。

地区名	スギ	カラマツ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	ブナ	広葉樹
高寺山	25	25	20	20	20	15

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保健機能の増進が図られるよう巡視を行うとともに、施設の保守点検を行い利用者の安全確保に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
大地・中小坂・松木沢地区	001、002、003、004、005、006、007、008、009、010	1,018.91
細越・相内・萩平地区	011、012、013、014、015、016、017、018、019	855.84
大石平・台作・向・尾樽部北部・藤原地区	020、021、022、023、024、25、026、027、028、029、030、031、032、033、038	1,293.53
尾樽部南部・大生手・荒谷・十和田湖地区	034、035、036、037、039、040、041、042、043、044、045、046、047	996.89

2 生活環境の整備に関する事項

・生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備 考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興については、地域材の利用拡大による地域振興に努めるため、地域材を利用した住宅づくりの推進や間伐材の有効利用について、県と連携して助言・指導を行う。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民が森林に親しむ場であり、森林環境教育にも利用される森林の総合利用施設については、適正な維持管理に努めるものとし、地域の実情や地域住民の意向を踏まえた整備を行う。

・森林の総合利用施設の整備計画

施設の名称	現 状		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

生活にも関わりのある鉱山跡地の植林活動については、地域住民もボランティアとして森づくりに参加しており、植栽活動を行うなど取り組みが行われている。今後も地域住民と連携しながら森林の保全・再生を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

米代川の上流部に位置する当町においては、森林の持つ公益機能の発揮に留意し上流から下流の地域住民や地方行政機関（国、県、市）が連携した森づくり活動を推進する。あわせて地域住民との共同による森林づくりをより活発に行うため、ボランティア団体や地方行政との連携強化に努める。

(3) その他

特になし

6 その他必要な事項

○秋田県水源森林地域の保全に関する条例に関する事項

森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るため、秋田県が水源森林地域に指定した森林について、売買、譲渡等（相続は対象外）による所有権の移転や地上権の設定等の行為を行う場合、事前に届出を行うこととし、水源森林地域の適切な保全管理を推進する。

○秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(水と緑の条例)に関する事項
森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壤保全機能」「快適環境形成機能」「保健・文化機能」「木材生産等機能」の森林の区分により、「Ⅰ－2 森林整備の基本方針」や「Ⅱ－第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、森林の区分に関わらず、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施する。

① 健全な生態系の回復・維持

- a スギ人工林においては、生育段階において自然に侵入する広葉樹について、スギの生育への影響を勘案しながら極力保残・育成する。
- b スギ人工林などの伐採跡地については、気象条件、土壌条件などを勘案しながら、混交林化や広葉樹林の造成を図る。
- c 特に標高の高い所など気象条件、土壌条件などが劣悪な箇所に直栽されたスギ人工林については、積極的に混交林等に誘導し、原則としてスギによる更新を行わない。

② 生物多様性の確保

- a 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林については、在来の広葉樹林や天然生林として保全する。
- b 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、天然更新の種子源となる樹種を保残するとともに、野生生物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保する。
- c 森林の連続性を保ち、野生生物の消息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を極力回避するよう努める。
- d 「Ⅱ 第2 1 人工造林に関する事項」「Ⅱ 第2 2 天然更新に関する事項」の指針に基づき、伐採後の適確な更新を図る。

③ 彩りの豊かなふれあいの森づくり

集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図る。

【別表 1】

区 分	森林の区域（林小班）	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(A)	7林班4～13, 16, 8林班21～23, 25～65, 67～69, 99, 125-1～126-2, 9林班1～41, 10林班1～30, 11林班1～41, 13林班1～4, 8, 9, 14林班4～7, 12～15, 20, 21, 25, 65, 16林班1～5, 9～14, 16, 17, 25～28, 17林班22～29, 35, 36, 18林班2, 5～8, 19林班47, 20林班73, 74, 22林班17, 18, 22～24, 23林班28, 30, 25林班1～40, 26林班1～12, 27林班10～14, 28林班9～13, 40, 29林班3～30, 30林班4～14, 31林班17～26, 32林班1～5, 7～19, 33林班1～15, 18～23, 25, 27～28, 30～41, 37林班11, 14, 15, 18～26, 32, 36, 37, 40, 42～46, 52～54, 59～61, 38林班1, 18～33, 35～44, 39林班16～28, 32～34, 36～51, 54～56, 62, 66～72, 76, 78, 79, 109～114, 40林班13, 14, 16, 17, 19～21, 33～40, 42～44, 46, 49, 51, 52, 41林班11, 22～26, 42林班21～28, 45林班3～74, 80～95	1, 497. 00
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(B)	1林班25, 28, 31～35, 37～42, 45～48, 51～53, 55～58, 62～64, 95, 139, 140, 2林班1～17, 70～74, 3林班5, 8～13, 19～21, 28, 95, 96, 98, 99, 101, 236, 237, 4林班6, 7, 75～81, 5林班72～77, 79～81, 6林班45～48, 8林班118, 120, 16林班33, 22林班20, 21, 26, 27, 29, 33～38, 40, 41, 30林班1～1-1, 16, 34林班27, 35林班1, 2, 44林班188, 189, 192, 200, 204～205-1, 207, 208, 210, 210-1, 214, 216, 224～229, 231～234, 236～238, 242, 243, 245, 45林班172～176, 46林班1, 3, 4, 8, 9, 11～13, 22, 25～25-2, 27, 28, 30, 34, 36, 37, 44, 46, 48, 49, 51, 52, 62～64, 87, 89～99, 102	150. 99
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(C)	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(D)	43林班135～146, 47林班9～20	82. 91
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林(E)	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(F)	該当なし	

区 分	森林の区域（林小班）	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(i)	7林班17, 22林班16	24.76

【別表 2】

施業の方法	森林の区域（林小班）	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	※以下、別表 1 記載森林(A)と同様 7林班4～13, 16, 8林班21～23, 25～65, 67～69, 9 9, 125-1～126-2, 9林班1～41, 10林班1～30, 11林班 1～41, 13林班1～4, 8, 9, 14林班4～7, 12～15, 20, 21, 25, 65, 16林班1～5, 9～14, 16, 17, 25～28, 1 7林班22～29, 35, 36, 18林班2, 5～8, 19林班47, 20林班 73, 74, 22林班17～18, 22～24, 23林班28, 30, 25林班 1～40, 26林班1～12, 27林班10～14, 28林班9～13, 4 0, 29林班3～30, 30林班4～14, 31林班17～26, 32林班1 ～5, 7～19, 33林班1～15, 18～23, 25, 27～28, 3 0～41, 37林班11, 14, 15, 18～26, 32, 36, 37, 40, 42～46, 52～54, 59～61, 38林班1, 18～33, 35～ 44, 39林班16～28, 32～34, 36～51, 54～56, 62, 66～72, 76, 78, 79, 109～114, 40林班13, 14, 16, 17, 19～21, 33～40, 42～44, 46, 49, 51, 52, 41 林班11, 22～26, 42林班21～28, 45林班3～74, 80～9 5	1, 497. 00
長伐期施業を推進すべき森林(主伐の時期は標準伐期齢の概ね 2 倍以上とする)	※以下、別表記載森林(B)と同様 1林班25, 28, 31～35, 37～42, 45～48, 51～53, 5 5～58, 62～64, 95, 139, 140, 2林班1～17, 70～7 4, 3林班5, 8～13, 19～21, 28, 95, 96, 98, 99, 10 1, 236, 237, 4林班6, 7, 75～81, 5林班72～77, 79～ 81, 6林班45～48, 8林班118, 120, 16林班33, 22林班20, 21, 26, 27, 29, 33～38, 40, 41, 30林班1～1-1, 1 6, 34林班27, 35林班1, 2, 44林班188, 189, 192, 200, 2 04～205-1, 207, 208, 210, 210-1, 214, 216, 22 4～229, 231～234, 236～238, 242, 243, 245, 4 5林班172～176, 46林班1, 3, 4, 8, 9, 11～13, 22, 25 ～25-2, 27, 28, 30, 34, 36, 37, 44, 46, 48, 49, 5 1, 52, 62～64, 87, 89～99, 102 ※以下、別表記載森林(i)と同様 7林班17, 22林班16	175. 75

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐により複層林施業を推進すべき森林	※以下、別表記載森林 (D) と同様 43林班135～146, 47林班9～20	82.91
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

【付属参考資料】

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成17年	7,046	3,253	3,793	830	408	422	721	378	343
	平成22年	6,054	2,845	3,209	610	313	297	565	294	271
	平成27年	5,339	2,489	2,850	477	240	237	441	237	204
	令和 2年	4,780	2,232	2,548	354	184	170	418	228	190
構成比 (%)	平成17年	100.0	46.2	53.8	11.8	5.8	6.0	10.2	5.4	4.9
	平成22年	100.0	47.0	53.0	10.1	5.2	4.9	9.3	4.9	4.5
	平成27年	100.0	46.6	53.4	8.9	4.5	4.4	8.3	4.4	3.8
	令和 2年	100.0	46.7	53.3	7.1	3.8	3.6	8.7	4.8	4.0

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成17年	1,091	581	510	2,154	978	1,176	2,250	908	1,342
	平成22年	894	462	432	1,776	920	856	2,209	856	1,353
	平成27年	681	360	321	1,512	777	735	2,228	875	1,353
	令和 2年	529	278	251	1,334	682	652	2,145	860	1,285
構成比 (%)	平成17年	15.5	8.2	7.2	30.6	13.9	16.7	31.9	12.9	19.0
	平成22年	14.8	7.6	7.1	29.3	15.2	14.1	36.5	14.1	22.3
	平成27年	12.8	6.7	6.0	28.3	14.6	13.8	41.7	16.4	25.3
	令和 2年	11.1	5.8	5.3	27.9	14.3	13.6	44.9	18.0	26.9

(資料：令和2年 国勢調査)

(2) 産業部門別就業者等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	平成17年	3,088	291	7	8	306	1,065	1,717
	平成22年	2,617	208	7	2	217	864	1,536
	平成27年	2,397	185	12	3	200	713	1,484
	令和 2年	2,206	153	11	3	167	696	1,338
構成比 (%)	平成17年	100.0	9.4	0.2	0.3	9.9	34.5	55.6
	平成22年	100.0	7.9	0.3	0.1	8.3	33.0	58.7
	平成27年	100.0	7.7	0.5	0.1	8.3	29.7	61.9
	令和 2年	100.0	6.9	0.5	0.1	7.6	31.6	60.7

(資料：令和2年 国勢調査)

2 土地利用

	年次	総土地 面 積	耕地面積計					
			計	田	畑	樹園地		
						果樹園	茶園	桑園
実 数 (ha)	平成12年度	17,800	632	490	140	2		
	平成17年度	17,800	810	474	324	12		
	平成22年度	20,195	522	389	133	6		
	平成27年度	20,170	499	354	145	7		
	令和2年度	20,170	386	328	58	7		
構 成 比 (%)		100.0	1.9	1.6	0.3	0.0	-	-

	年次	森林面積			その他面積
		計	森林	原野	
実 数 (ha)	平成12年度	15,934	14,311	1,623	1,234
	平成17年度	15,824	14,201	1,623	1,166
	平成22年度	15,818	14,195	1,623	3,849
	平成27年度	15,846	14,223	1,623	3,818
	令和2年度	15,790	14,167	1,623	3,874
構 成 比 (%)		78.3	70.2	8.0	19.2

資料：2020農林業センサス

3 森林転用面積

年次	総 数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
昭和55年度	16				15	1	
平成2年度	11					11	
平成12年度	17			2	8	7	

資料：農林業センサス

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A) %
	面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林 (B) ha	天然林 ha	
総数	14,583.39	100.0	14,157.83	5,342.15	8,815.68	36.6
国有林	10,425.39	71.5	10,010.83	2,582.15	7,428.68	24.8
民有林	4,158	28.5	4,147	2,760	1,387.0	66.4
公有林計	1,253.5	8.6	1,253.5	1,109.6	143.9	88.5
県有林	1,009.5	6.9	1,009.5	953.8	55.7	94.5
町有林	141.6	1.0	141.6	89.9	51.8	63.5
財産区有林	102.4	0.7	102.4	66.0	36.4	64.5
私有林	2,904.5	19.9	2,893.5	1,650.4	1,243.1	56.8

1. 国有林：米代川国有林地域別森林計画書の参考資料（東北森林管理局資料）

2. 民有林：小坂町森林簿

(2) 在町者・不在町者別私有林面積

年次	私有林面積	在町者所有面積	不在町者森林所有面積			
			計	県内	県外	
平成17年	2,658	1,751	907	101	806	
平成22年	2,897	1,748	1,149	283	866	
平成27年	2,903	1,428	1,476	307	1,169	
平成17年	100.0	65.9	(100.0) 34.1	(11.1) 3.8	(88.9) 30.3	
平成22年	100.0	60.3	(100.0) 34.7	(24.6) 9.8	(75.4) 29.9	
平成27年	100.0	49.2	(100.0) 50.8	(20.8) 10.6	(79.2) 40.3	

資料：小坂町森林簿

(3) 民有林の齢級別面積

齢級区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上
民有林計	4,157	8.95	148.53	644.77	1,162.58	683.18	1,479.99
人工林	2,760	8.68	148.27	622.1	827.56	356.16	797.23
針葉樹計	1,874.32		140.99	587.79	690.84	265.21	189.49
スギ	1,617.74		140.99	576.23	580.12	165.14	155.25
アカマツ	234.35			1.26	107.96	97.99	27.14
カラマツ	19.97			10.30	0.49	2.08	7.1
その他	2.27				2.27		
広葉樹計	885.68	8.86	7.28	34.31	136.72	90.95	607.74
クリ	1.12				1.12		
コナラ	0.60		0.60				
ミズナラ	20.29		1.38	18.91			
ケヤキ	0.58	0.20		0.38			
キリ	0.11				0.09		0.02
ニセアカシア	808.92		5.30	3.21	128.14	66.33	605.94
その他	54.06	8.48		11.81	7.37	24.62	1.78
天然林	1,386.00	0.27	0.26	22.67	335.02	327.02	700.76
針葉樹計	12.46				3.74	1.12	7.56
スギ	6.17						6.17
アカマツ	6.25				3.74	1.12	1.39
広葉樹計	1,357.58	0.27	0.26	22.67	331.28	325.9	693.2
コナラ	0.39			0.39			
ミズナラ	3.34				1.73		1.61
ニセアカシア	236.00			0.81	3.47	36.45	195.27
その他	1,133.85	0.27	0.26	21.47	326.08	289.45	496.32

資料：小坂町森林簿

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50ha以上	計
林家数	157	38	24	8	3	1	0	231

資料：2015農林業センサス

(5) 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (m)
国有林林道	15	49,619
民有林林道	4	6351.8

資料：米代東部森林管理署、小坂町林道台帳

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (m)
作業道	16	194,171

資料：平成23年度版秋田県林業統計

5. 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在	
		林班	林小班
人工林 スギ	8～10	1林班	65, 68, 85, 86
		2林班	69, 80, 171
		3林班	68, 78, 225
		5林班	117
		6林班	92
		12林班	40
		14林班	36, 51
		15林班	17
		19林班	14, 15, 63, 39, 72
		20林班	68, 72, 84, 93, 102, 139, 151
		22林班	1, 50
		24林班	60
		31林班	7, 23, 27, 30, 31, 34, 35
		35林班	18
		38林班	76, 89, 95, 101, 103, 106
		39林班	14, 15
		40林班	48
		41林班	14, 29
		44林班	15
		46林班	104
計			53件 85.75ha

資料：小坂町森林簿

6. 市町村における位置付け

(1) 産業別総生産額

総生産額		(A)	28,422百万円
内	第1次産業		2,233百万円
		うち林業 (B)	96百万円
	第2次産業		14,070百万円
	第3次産業		12,119百万円
B/A (%)			0.34%

資料：平成26年度秋田県市町村民経済計算

(2) 製造業の事業所数、従事者数現金給与総額

	事業所 数	従事者 数	現金給 与総額	製造出 荷額等
全製造業 (A)	13	839	350,651万円	2,541,772万円
うち木材・木製品製造業 (B)	—	—	—	—
B/A	—	—	—	—

資料：平成26年秋田県の工業

7. 林業関係の就業状況

区 分	組合事業者数	従業員数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	1	35	21	鹿角森林組合
生産森林組合				
素材生産業	1	7	6	
製材業	1	1	1	
森林管理署	2	3	2	小坂森林事務所 濁川森林事務所
合 計	5	46	30	

8. 林業機械設置状況

区 分						備 考
集材機	小型集材機	1			1	動力10ps未満
集材機	大型集材機					動力10ps以上
モノケーブル						ジグザク集材施設
リモコンウィンチ		2			2	リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機
自走式搬機						
運材機		4			4	動力20ps以上のもの
ホイールタイプトラクタ						林内で集材等の作業を行う ホイールタイプのトラクタ
クローラタイプトラクタ						上記のものでクローラタイプ
動力枝打ち機						自動木登り式
動力枝打ち機						背負い式等の上記以外のもの
フォークリフト		1		1		
フォークローダ		3		3		
クレーン	運材機能なし					トラッククレーン、ホイール クレーン等
クレーン	運材機能あり					クレーン付きトラック
グラップル	運材機能なし	4			4	グラップルローダ作業車
グラップル	運材機能あり					グラップルローダ付きトラック
ショベル系掘削機械		4			4	搬出、育林要等に係わる土 工用

高性能機械

区 分						備 考
フェラーバンチャー						
スキッダ						
プロセッサ		2		2		
ハーベスタ		4		1	3	
フォワーダ		4		4		
タワーヤーダ						
グラップルソー						

9. 林産物の生産概要

区 分	トンビマイタケ
年 間 生 産 量	7 4 0 kg